

## ソフトウェアインタプライズモデリング（SWIM）研究専門委員会における 年間優秀論文賞の選奨規定

ソフトウェアインタプライズモデリング（SWIM）研究専門委員会  
平成23年6月1日制定  
平成24年5月16日改定

ソフトウェアインタプライズモデリング（SWIM）研究専門委員会における「SWIM研究会年間優秀論文賞」の選奨は本規定によって行う。

- (1) 本会（電子情報通信学会）定款に基づき、SWIM研究会における優秀な論文発表者の表彰を行う。
- (2) 本賞は「SWIM研究会年間優秀論文賞」と称する。
- (3) 「SWIM研究会年間優秀論文賞」を選奨するために、ソフトウェアインタプライズモデリング（SWIM）研究専門委員会に「SWIM研究会年間優秀論文賞選奨委員会」を設置する。
- (4) 委員長1名、幹事2名、委員若干名とし委員長はSWIM研究専門委員会委員長、幹事は同委員会幹事が務める。
- (5) 「SWIM研究会年間優秀論文賞」の受賞候補者は、SWIM研究会（SWIMワークショップを含む）において論文発表を行った発表者で、年間SWIM研究会発表件数の5%程度とする。但し、受賞回数に制限はない。
- (6) 受賞候補者の資格は本会会員とする。
- (7) 選奨委員の資格者はSWIM研究会運営委員とする。
- (8) 「SWIM研究会年間優秀論文賞」は賞状および賞金（図書カード）とする。
- (9) 受賞候補者をSWIM研究専門委員会に報告し、承認を得る。

### 【附則】

本規定の改定はSWIM研究会運営委員会で起案し、SWIM研究専門委員会の承認を得るものとする。

本規定はソフトウェアインタプライズモデリング（SWIM）研究専門委員会のウェブで公開する。

以上